

# 平成 29 年度 中小企業大学校講座受講促進助成制度実施要綱

平成 29 年 4 月 1 日制定  
一般社団法人 兵庫県トラック協会

## (目 的)

第 1 条 トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的に、中小企業大学校(以下、「大学校」という。)講座の受講促進制度を実施する。

## (受講対象者)

第 2 条 一般社団法人兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)の会員の中で、中小企業(資本金 3 億円以下又は常時雇用従業員 3 0 0 人以下)の経営者、後継者、管理者を対象とする。

## (対象校)

第 3 条 国の人材養成機関である次の大学校を対象とする。

関西校 電話 ( 0 7 9 0 ) 2 2 - 5 9 3 1  
〒 679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡 1 9 2 9

## (対象講座)

第 4 条 対象となる講座は、大学校 関西校が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関わる講座

## (受講の届出・承認)

第 5 条 受講を希望する会員は、受講者、受講講座等について事前に兵ト協へ申し出ること。

2 兵ト協は、前項の申し出があったときは、予算の範囲内であることを確認の上、速やかに当該会員に受講の承認を行うものとする。

## (大学校への申込み)

第 6 条 受講を希望する会員は、兵ト協から受講の承認があった後、受講しようとする大学校に対して受講申込みの手続きを行う。

2 受講申込み後、大学校から「受講受入の決定通知」があった場合に受講することができる。

3 受講料は、受講する前に会員が直接、大学校へ全額納入する。

## (受講修了の手続き)

第 7 条 会員は、受講者が所定期間を受講し、「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに「受講修了通知書兼助成金請求書(様式 1)」を兵ト協へ提出するものとする。

その際、「受講修了証書(写)」及び「振込金受取書等(写)」を添付するものとする。

**(受講料の負担及び上限)**

第8条 受講料は、受講修了会員・兵ト協・公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)それぞれ3分の1の割合で負担するものとする。

会員・兵ト協の負担額は、百円未満切捨とし、全ト協の負担額は、受講料から事業者および兵ト協の負担額を差し引いた額とする。

**<具体例> 受講料35,000円の場合の割り振り**

- ・ 事業者負担額 35,000円 ÷ 3 = 11,666円 → 11,600円
- ・ 地方ト協負担額 35,000円 ÷ 3 = 11,666円 → 11,600円
- ・ 全ト協負担額 35,000円 - (11,600円 × 2) = 11,800円

2 前項の規定にかかわらず、兵ト協の負担額の上限は3万円とする。

**(受講料負担額の支払い)**

第9条 兵ト協は、会員から「受講修了通知書兼助成金請求書」の提出があったときは、精査の上、全ト協の所定の負担額を合わせて、会員に支払うものとする。

**(受講申込後の変更又は中止)**

第10条 会員は、兵ト協から受講承認を得た後、申込事項を変更又は受講を中止した場合は、その旨、速やかに兵ト協あて届け出るものとする。

**(助成金の返還)**

第11条 兵ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他兵ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

**(その他必要な事項)**

第12条 この要綱に定めるほか、その他の必要事項は、全ト協と協議の上、兵ト協が別にこれを定める。

**(附 則)**

本要綱は、平成29年4月1日から適用する。